

○ 文部科学省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、令第 号  
環境省

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二十条第一項第三号及び第二十条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

文部科学大臣	●	●	●	●
農林水産大臣	●	●	●	●
経済産業大臣	●	●	●	●
国土交通大臣	●	●	●	●
環境大臣	●	●	●	●

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成二十四年文部科学省・農林水

産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(体験の機会の場の認定の基準)</p> <p>第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>	<p>(体験の機会の場の認定の基準)</p> <p>第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>

2 (略)

(認定の申請)

第九条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 三 (略)

四 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類

五 十一 (略)

(運営の状況の報告)

第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会の中で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。

(削る。)

- 一 実施の内容
- 二 実施の目的
- 三 実施の期間
- 四 実施の回数
- 五 参加に要する費用

2 (略)

(認定の申請)

第九条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 三 (略)

四 直近の三事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類

五 十一 (略)

(運営の状況の報告)

第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。

一 前年度における認定に係る体験の機会の中で行う事業の実施の状況

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

六 参加者数

七 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置

八 収支決算

2 前項各号に掲げる事項（以下この項において「事業に関する事項」という。）については、前年度における認定に係る体験の機会のある場で、前年度を超えて行われる場合等年度ごとの事業に関する事項の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における事業に関する事項とする。

(新設)

(新設)

二 前号の事業に係る収支決算

2 前項各号に掲げる事項については、前年度における認定に係る体験の機会のある場で、前年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。